近江八幡市

市民センター構想の提案

平成15年10月

近江八幡市

市民センター構想庁内
関係課プロジェクト会議

～自治の再構築と地域個性の創造、そのための「市民センター構想」について～

市民センター構想庁内関係課プロジェクト会議のまとめ

１，はじめに

分権とパートナーシップの時代にあって、基本的には官民は対等の契約者であり、将来的には市民事業者方式（ｺﾐｭﾆﾃｨ･ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ）のように市民が継続的事業として経営的に公益・共生活動を成熟させていくことが期待されている。現在脚光をあびているＮＰＯは市民主導型のもっとも自治自立的性格の強いスタイルである。分権型まちづくりを考えるうえで、市民参画をどのように位置づけるか、またどのようなシステム構築を行っていくかが、これからの自治体の大きな課題になってきている。そのため公民館のあり方を見直すことが必要であった。

さらに、地方制度調査会や総務省が市町村合併と合わせて進めている地域自治組織「地域委員会」の住民への権限移譲による分権化の発想がある。今回のこの市民センター構想と同様に、市町村行政の出張所等への権限移譲方式の拡大であり、出張所機能と連携した（あるいは含んだ）市民コミュニテイセンターを住民に最も近い先端的行政機関と位置づけ、積極的にその業務・権限を拡充することにより、地域住民の活動を支援したり、地域住民コミュニティ組織とのパートナーシップを組む場となるようにするものである。狭域の区域（小学校区、本市では学区に）で決定すべき事項に係る権限を下ろすことで、住民主体のコミュニティ活動やまちづくりの活性化を図ろうというものであり、出張所と公民館とコミュニティセンターをドッキングしょうと考えたのが市民センター構想である。

各公民館が地域で果たす方向性として“新たな共生のまちづくり”を位置付けたい。新たな共生のまちづくりとは、高齢者や障害者など社会的に不利な条件にある人々や諸外国の方を含めて、互いの存在を理解し合い、市民誰もが持てる力を出し合い協働して住みよいまちをつくることと解され、公民館には地域福祉の拠点としての機能や国際的な視野を広げる機能も求められる。

共生のまちづくりは住民自身の課題であることを踏まえて、公民館はその意義や必要性について、住民自身が学び考えることができる場をつくり、住民主体の取り組みが多様に発展するよう援助するスタンスを取るべきである。

事業の具体化にあたっては、地域諸団体・グループ、ＮＰＯ組織などの取り組みや関わりに目配りをしながら、公民館が広く協力援助する方向で考えるべきで、公民館から生まれたグループが地域の中で継続的にＮＰＯ活動を進めていくように支援する必要がある。また、子どもの居場所づくりが地域で求められていることなども十分考慮しながら、地区公民館が事業を具体化していく努力を期待したい。その際、新たな事業の展開のためには先に述べたような新しい公民館のあり方として市民センターを位置付けるとともに、職員体制の強化が必要となることを強調したい。

参考・・・公民館特性要因図（別図）

２，いまなぜ市民センターなのか～市民が自立していくためのツール～

財政難という状況のなかで、多くの自治体が合併協議に邁進し、現状打開の期待を膨らませている。しかし、現実には市名や庁舎位置などの駆け引きに多くの労力を費やし、合併協議会そのものが空中分解しているところもある。そうしたなか、地方制度調査会の西尾勝副会長が描いて見せた通称西尾私案（今後の基礎的自治体のあり方について）は全国の自治体関係者に大きな衝撃と格好の議論の場を提供した。

議論の焦点は「広域行政と狭域行政の両立」である。これは「自治組織の再構築」とも絡んでくる視点である。義務づけで肥大化する一方の行政事務をいったんリセットして、事業の仕分けをする。合併などで基礎自治体の広域化を実現する一方で、基礎自治体のなかに身近な自治体（地域自治組織）をつくり、その内部団体という新たな地域自治組織でより身近な「狭域行政」を担う形になる。その地域自治組織を行政が支援するものが市民センターである。

３，身近な自治がキーワード

小学校区あるいは中学校区をベースにしたサスティナブル・コミュニティとしての「自治区」あるいは「地域自治政府」とか、現在モデル事業として取り組んでいる「地域まちづくり協議会」といった内部団体（地域委員会）をつくり「地域長」を選ぶ。いずれも従来の自治会の再編か、新たな近隣自治政府の設立が考えられる。代議制組織は、ボランティア議員によって運営していく。市にとっては行政区を活用した地域内分権が可能となるし、自治の再活性化につながる可能性がある。すでに、０２年３月、日本都市センターが「自治的コミュニテイの構築と近隣政府の選択」と題した研究報告書を出し、また県でも身近な自治（システム）研究報告書を出しており、研究の素地は整い始めている。合併などの事務軽減で身軽になった旧市町がどこまで地域住民の福祉や満足度を増大させられるか、試験的に先行実施して検証すべき課題であると考えるものであり、今その先導的（社会的実験）事業をしているのである。

４，行政効率化と住民自治の両立

行政サービスは高い方に、住民負担は安い方にということを基準に事業の一元化調整をしてしまえば、合併による財政力向上のメリットは生まれず、合併しても窮地に追い込まれる可能性は高い。合併しようとする多くの市町村にとっては、住民自治を基盤に住民の行政への依存体質を改めるとともに、市町行政も県や国への依存体質を改めなければ、何ら根本的解決へとはならない。

合併によって規模の利益と効率性を高めようということであれば、根本的な体質改善が求められなければならない。合併を睨んだ想いとして「行政も地域社会もその機能が質的に成長すること」さらに、それを具体的にするには、①スピードと集中ができる実現でき

る新しい行政システムの構築（ここにクォリティ＝品質向上を含む）②歴史的・地理的条件など地域の特性、個性を生かし、それぞれの地域が機能を分担することにより地域全体としての活性化を図る③合併に伴う広域化によって地域の独自性を失わないために、自治コミュニティ等の学区単位で狭域のまちづくりを考える。これらのことを基本としその上に立って新市のまちづくりを創りあげることである。

一方、合併とは関係なく、以前から庁内では「学区公民館」のあり方については論議してきたところであり、現行の学区公民館の姿（学区コミュニティ活動の拠点としての業務）を、進展させ「学区市民センター」として設置し直すということは、すなわち住民自治を基盤に地域の特色に応じた豊かな地域形成を目指すことであり、そのことと行財政改革とは両立可能であるし、このような方向に向けられない限り根本的な改善はできないものと当プロジェクトでは結論付けをしておきたい。

住民自治の活性化には時間はかかるが、現在行っている「学区まちづくり協議会」＝近隣自治政府方式については何年もかけてその素地を確立してきたものであり、この先進事例に学びつつ、自らの地域に応じたシナリオをつくり、合併があるなしにかかわらず取り組むべきであると考える。行政と住民の協働のあり方についても必須の項目として論議していただきたいと望むものである。行政効率化と住民自治（学区まちづくり協議会とそれを支援するための学区市民センター）は対立するものではなく、住民自治の推進が実質的な行政効率化へと結びつくものであることを強調しておきたい。

５，自治体内分権と狭域化～新しい公共の創造による活力ある地域社会の実現～

合併することによって、これまで単独では設置できなかった専門職・セクションを設けることが可能となること、各種既存施設の役割分担推進等で広域化のメリットを発揮できる可能性が生まれる。ところが、その反面、合併による広域化は住民にきめこまやかなサービスを提供しにくくすること、住民は意思決定過程から疎遠になること等の課題を発生させることにもなる。合併特例法で定められている新自治体建設計画の進行管理を主目的とする地域審議会、あるいは合併推進と対応して急速に議論が高まっている自治体内分権は広域化に伴うデメリット解消の手段として提起されている。

特に自治体内分権については多くの地域で関心は高いものの、具体的な地域内分権の方式を設定した地域は少ない。最近に至り先進的に取り組む地域を行政情報誌等で目にするようになった。

自治体内分権は、行政サービスの質的向上を目指して、行政サービス供給上の一定の権限と責任を支所・出張所、あるいは本市でいう「学区市民センター」等の自治体内の機関に移譲する「管理上の分権」と地域の住民自治を促進させ一定の意思決定権限を地域住民移譲する「政治上の分権」があり、それらの組合せや、権限移譲の範囲によってもバリエーションは多様である。また、この自治体内分権化の単位も、本市では学区を単位としたコミュニティとしているが、状況によっては中学校区単位や旧町村規模を単位としたもの

まで様々な形態が設定されることになる。

一般には、合併による広域化と自治体内分権による狭域化は両立可能だとされている。しかし、注意すべき課題もある。ひとつには、分権の単位としての地区（自治区、学区など）の自立や柔軟な対応というメリットを生かしつつ、自治体全体に関する政策形成過程のシステムをどのように構築していくかということである。ふたつには旧市町が単位である場合（多くの地区は当面このブロックでの活動となろうが）課題解決のためには、この自治体内分権化された単位が中心となって、機動的に当該新自治体の区域を越えて広域的な連携を展開した方が効果があがる場合も考えられ「重層的連携自治構造」が形成される可能性もある。とにかく自治体規模が大きく権限の範囲が大きくなる程、格が上という従来の発想では、実態に応じた多彩な豊かさは実現できない。

６，自治的コミュニティ形成と協働の拠点としての市民センター

分権改革の延長に合併があり、自治体の自己決定、自己責任原則の強化が図られたところであるが、合併後も市民社会の更なる成熟化に向けて、基礎自治体のなかの市民自治の拡充、都市内分権（自治体内分権）の展開等に注目が集まっていることは、先に述べたとおりである。我が国におけるコミュニティ政策も、すでに四半世紀の歴史を有し、新しいステージに入りつつあると考える。

そこで、当市民センター構想庁内プロジェクト会議では、地方分権の推進と市民自治の確立の視点に立脚し、その基盤として位置づけられる自治会等のコミュニティや市民組織等の実態を把握したうえで、市民自治の基層単位である自治的コミュニティ形成の動きと都市内分権（自治体内分権）等の潮流を繋げるものとして「近隣政府・近隣自治（ネイバーフッド・ガバメント）」というテーマに着目し、地方分権型社会における市民と自治体との新しい関係構築のあり方を探ることを目的として、自治体の管理上の組織機構としての「学区市民センター」を提示するものである。行政のタテ割りによって住民の力を分散させるのではなく、住民のコミュニティへの総合・統合による自治的な地域組織と活動ができるようにする、行政の支援体制の転換が必要である。地域住民には地域の状況を正確に把握し、その課題にふさわしい住民の共同の力で行政をも巻き込んで課題に対処することが求められている。これを地域共同管理の事業と呼ぶならば、行政と住民（組織）の共同の事業としての地域共同管理を担いうる主体の形成は、地方分権の推進にとって基本的に重要な課題となってきている。ここでの行政との関係は、それぞれの役割を認識した上で協働関係（パートナーシップ）となるはずである。

７，市民センターのあるべき姿～市が行うこと～

身近な自治システムとして、地域コミュニテイのあり方と共に、それを支援する側の事務機構としての学区市民センターのあり方について、庁内プロジェクトで検討してきたところである。そして得た結論が、基本的には、以下の業務が、学区市民センターには適切

であると結論するところである。

1）地域振興に関する業務

・地域の活性化や地域づくりのお手伝い・・・地域の皆さんの相談窓口、地域情報の収集や提供、地域づくりのためのカスタマサービスの提供、まちづくり活動のサポート

2）社会教育に関する業務

・生涯学習や学んだことを生かすためのお手伝い・・・生き甲斐を求め、生活をより豊かにするため、各種サロンや講座を開催し、学習や仲間づくりの活動の場を提供します。

3）窓口に関する業務

・身近なところで行政サービスを提供・・・地域の自治組織の会議や団体、サークルに活動の場を提供したり、日常生活に関係の深い諸証明書の交付などを行う。

市民センターの職員構成としては、

職員　　市民センターに吏員その他の職員を置く。

センター長　1　　参事～課長補佐級（公民館長を兼ねる）

正規職員　　2（管理、受付、事業）　住民票等の出張所業務を行わない市民ｾﾝﾀｰは１人で可

臨時もしくは嘱託職員　　1～2

用務員（臨時）1～2　　を標準としたい。

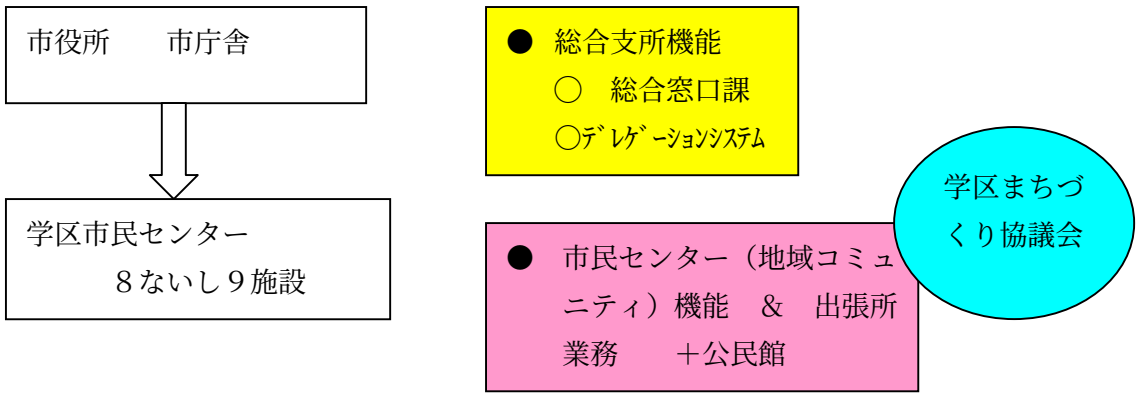

なお、(支所)、出張所、市民センターの機能分担については、次のとおりが望ましい。

現在の既存の施設は公民館として機能しているが、今後は市民センターとして機能し、そのなかに、併設して公民館業務を組み込むような形態が望ましい。そういった、組織及び人員配置に努めていくようにしたい。

● 支所・・・旧市町区に一カ所とし、旧市町の特定区域を限って新市事務の全般（総務・企画等の管理部門を除く）にわたって事務を掌る事務所とし、住民の便宜のために市役所（市庁）にまで行かなくてもすむ程度の事務を処理する。新市の本庁に集約されるべき以外の事務を処理する組織・機構とする。イメージとしては、県の地域振興局を想定していただければよいと考える。（ただし合併しなければ、この支所は必要ない。）

● 市民センターと出張所の設置と機能の違い
市民センターは、学区に１施設の設置（旧近江八幡市内では８箇所であるが沖島を１施設加えることも視野に入れて検討）とし、それに加えて、戸籍・住民基本台帳事務の内の届出事務をどれだけ処理するかについては、ある程度処理できる事務所を出張所とすることによって、住民サービスを低下させず、合併前の行政サービスより以上の利便性＝住民ニーズに応えられるだけのシステム構築が図られることが望ましい。そのためには、地域コミュニティと同心軸のエリアを活動範囲とする市民センター（その内の３つは出張所機能を有するものとする。端末機の設置等のコスト等を考えれば窓口事務のサービスは３カ所で行えばどうかとの意見が多くあったため。）を設置する。市民センターは地域コミュニテイに支援（財政的、人的＝指導的助言、情報提供等）、段階的に、委託（行政事務を対価を払って任せる）、権限移譲というような形にしていくことが望まれるところであるが、当初は次のような業務で実施していきたいと考える。

● 公民館
既設学区公民館機能を含めたものとして市民センターを考える。
市民にとっては、行政が考えているほど公民館も市民センターも大して差がない。

市民センターの業務

コミュニティ業務

住民と各部課等との連絡、調整に関すること
地域の振興に関すること
自治組織及び自主防災・防犯組織の育成に関すること
地域福祉に関すること
市政の啓発に関すること
地域の情報の収集及び提供に関すること
ボランティア活動の振興に関すること
地域の青少年の育成保護に関すること
文化、スポーツ団体その他の地域団体の育成指導及び連絡調整に関すること
貸出文庫に関すること
市交通災害共済申込み及び見舞金請求に関すること
施設の維持管理に関すること
・前各号に定める事項のほか、地域行政の浸透、住民との連絡及び窓口受付事務で前各号に定める事項と同程度と類推できる事項及びその他市長の命ずる事項

公民館の業務と事業

公民館施設、設備の貸出
社会教育法第 22 条に定める事業
地域生活に根ざす事業・・住民相談、広報活動、集会の場の提供、調査と資料収集
生活文化を高める事業・・学級・講座の開催、講演会等の開催、学習活動の助長
地域連帯を強める事業・・機関団体の連絡調整、援助、連携、人材開発、住民意識の醸成
上記事業に係る企画実施、広報宣伝、調査記録に関すること
庶務に関する事務・・使用許可や公印の管理、公民館の予算決算、行事等の調整に関すること

出張所の業務

上記の市民センターの業務に加えて以下の業務を行う

戸籍及び住民基本台帳に関すること（交付のみ）

印鑑証明書の交付に関すること　　（印鑑登録に関することは支所でする）

外国人登録済証明書の交付に関すること　　（外国人登録に関することは支所でする）

母子健康手帳の交付に関すること

＊住民の異動に伴う児童及び生徒の転入学に関すること

＊国民健康保険及び国民年金の資格得喪の受付に関すること

＊介護保険の資格得喪の受付に関すること

市税の証明書の交付に関すること

＊市税その他の収納に関すること

＊児童手当に関すること

＊乳幼児医療に関すること

＊　生活保護変更に関すること

＊　窓口受付事務で前各号に定める事項と同程度と類推できる事項及びその他市長の命ずる事項

＊　印は、場合によっては支所での扱いにしてもよい。

＊　支所がない場合は３カ所の市民センターで検討する

８，今後の方向～先進地の例～

関係課会議を進めるなかで、庁内各課から公民館にかかる利用計画の調査を行ったところ、多くの課が多機能センターとしての公民館の利用を計画していることが判明いたしました。また、現在でも、公民館では社会教育以外の業務として、社会福祉協議会をはじめ、学区自治連合会等々の業務を３割以上行っていることが報告されているところである。

平成１４年６月の市議会定例会においては、市長は今後の公民館のあり方について「地域の多機能型コミュニテイセンターとして、また地域住民の活動拠点となる市民センターとしての機能をもつ必要があると考えている」と答弁されており、公民館の位置付けを地域住民の多機能センターとしての役割が担えるよう方向性を明確に変換する時期に来ていると思われます。いまの公民館施設を介護活動のセンター的活動拠点として利用したり、子育てサロンとして活用したり、住民票・印鑑証明書を発行するなどは、明らかに教育委員会がいうところの範疇の社会教育の業務を超えています。発想を変えて、生涯学習課を市長部局にするという手法も考えられなくはありません。教育は教育委員会でという固定観念そのものをうち破ることも必要です。男女共同参画の意識啓発や防犯サイドでの非行防止、さらには女性や外国人差別の人権啓発はパートナーシップ推進課でも行えるのですから。政治に関心を持ってもらう教育のことなら選挙管理委員会もあります。　市民センターについては、愛知県稲沢市やその他先進地といわれるところへも視察に行っています。そうした先進地の市民センターでは、主としての仕事は地域のコミュニテイを担当しており、従として公民館があり、そのほとんどは公民館長を置かず（教育長が兼任）貸し館を主な業務としていました。いわゆる近江八幡市でいう公民館活動は地域住民が組織する「まちづくり（推進）協議会」に委ねられているのが実態であった。

公民館は教育財産であってその管理は教育委員会が行うなどの法的な制約があり、市民センターは市長の担任事務であるから、その点は、例えば稲沢市ではどうしているのかというと「稲沢市長の権限に属する事務を稲沢市教育委員会教育長等に補助執行させる規程」により教育委員会（生涯学習課）が「市長」名をもって事務を担当することにしたり、逆に公民館の使用許可については市民センターに委ねて「稲沢市教育委員会の権限に属する事務を稲沢市長の補助機関たる職員に補助執行させる規程」に従い、市民センターが「教育委員会」の名をもってその許可事務を担当することとしている。なお、使用許可の決裁の取扱に関しては「稲沢市決裁規程」により出先機関の長（市民センター長）の専決事項となっている。ちなみに稲沢市では公民館に公民館長を置き、主事その他職員を置くことができる。となつているが、前述のように館長は教育長を充てて、その他職員を必要に応じて置くことができるとなっているが、現在は正規職員は配置していなくて、臨時職員が１名配置されているだけである。公民館担当職員の管理は、市民センター所長が行っている。また稲沢市市民センター処務規則では、地区市民センタ

―にセンター所長を置く。地区市民センターに主査及び副主幹の職員を置くことが出来る。となっており、職員数としては、現在、正規職員２人（一人はセンター長で主幹級、と一般職員）臨時職員２人（うち１名は公民館）の４人体制で運営されている。各公民館には選任の館長はいない（教育長が兼務)。当然、公民館主事もいないが、現在の近江八幡市の公民館配置人数とあまり変わらないのではないかと考える。
また現在、本市では地域コミュニテイコーディネーターなる職員が教育委員会側から各学区公民館に配置されているが、本当の意味でのコミュニテイに関することや住民と各課等との調整及び連絡、地域の振興に関すること、自治組織の育成に関することなどが実行されなければなんのために配置しているのか分からない。また高齢福祉介護課では１５年度から始まった第２期総合介護計画にある地域ケア体制づくりとして地域サポートセンター構想を打ち出しており、市民センターの中にこのサポートセンター構想も含めて検討する必要がある。このままでは、教育委員会の範疇である社会教育施設の公民館としての機能と業務だけではしばることが出来ず、自己矛盾をつづけていかねばならない。

稲沢市では、上記市民センターの職員の職務分担は、自治振興課長が定めることとなっており、自治振興課長は市民センター所長をグループリーダーとして指名することが定められている。

地区市民センターは、それぞれのまちづくり推進協議会の事務局的機能を果たしているが、まちづくり推進協議会の役員はすべて無報酬であり、まちづくり推進協議会へ活動補助が出されている程度でその事業活動経費は住民・自治会が世帯単位６００～９００円程度あつめているとのことであった。

いずれにせよ、地域自治の拠点としての市民センターを設置して地域ごとに住民の自治能力（都市内分権）を高めていくことは、全体としての行政事務サービスのコスト削減を図るだけでなく、今後の自治体間競争にも打ち勝っていくことにつながるものである。

ぜひとも、この検討結果を無駄にすることなく、組織改革に連動していただきたく願うものである。

９．具体案～協働の視点に立った行政システムの構築～

市民センター構想についての議論は以上のとおりであるが、それでは現実的にとりうる具体策はどのようにすればよいかを、市民ｾﾝﾀｰ庁内関係課ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ会議の結論として提起しておきたい。

● 第１案として今まで検討してきた市民センター構想

○市民センター設置条例は制定・・・別添参照

○市民センターの位置づけと職員

職員は　センター長　１名　　正規職員・・参事～課長級

正規職員　２～４名　　（うち１名は公民館担当）

当面の現行の公民館長の扱いは・・センター長を配置すれば現行の公民館長は
不要であり将来的には「まちづくり協議会」
の事務局長又は会長へ移行が望ましい。

ｾﾝﾀｰ臨時職員　２～３名職員を配置・・・地域福祉等の業務拡大に対応していくため
業務については、いままで検討してきた業務を実施

センター所長については、参事級・課長級を充てるとともに、統括する課を本庁内の自治コミュニティ主管課に置く。従来の公民館長（非常勤嘱託）は廃止し、センター長が兼務する。センター職員のうち１名は係長級とする。

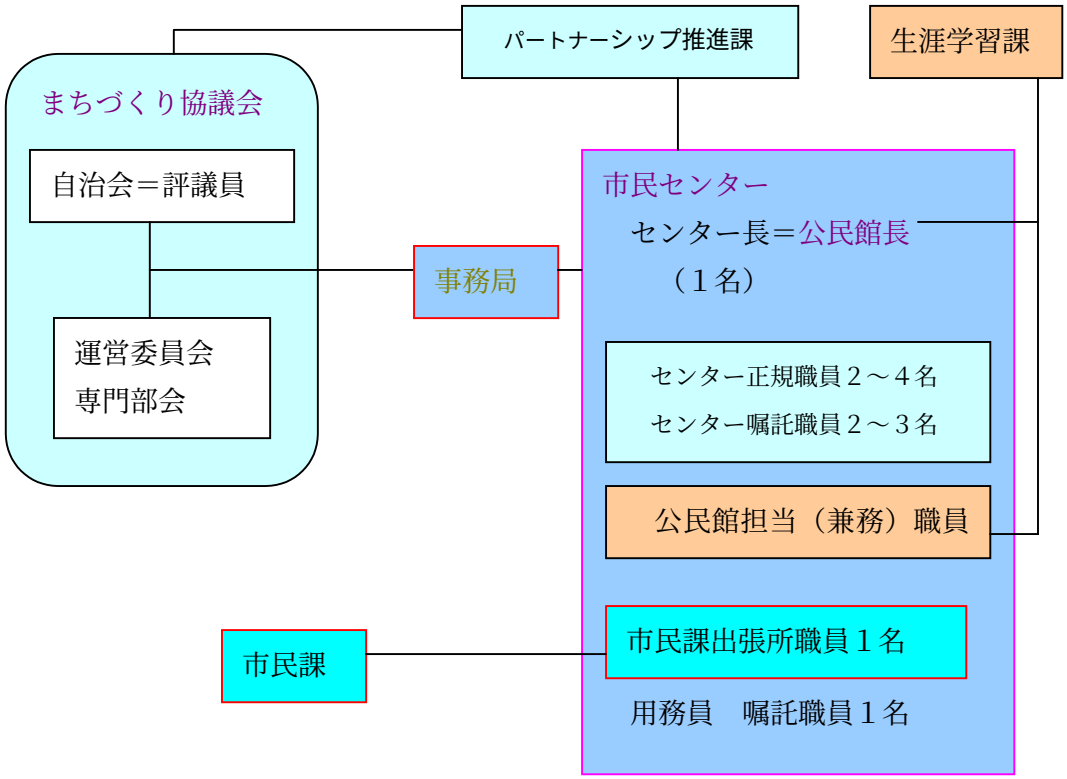

○　市民センターの業務・・・地域コミュニティ担当主管課が統括

1　地域の活性化や地域づくりのお手伝い

地域の情報の収集・提供、地域福祉、地域防犯、地域防災、
地域の文化・スポーツの振興、地域の青少年育成保護、高齢者福祉のお手伝い
地域自治組織・住民団体との連絡調整、住民相談、交通災害共済、図書の取次

2　身近な行政サービスの提供・・出張所機能

住民票、印鑑証明の証明書の交付・・・自動交付機の配置（各市民センター）

＊　３カ所の中学校区での市民センターでは「婚姻届、離婚届、死亡届などの戸籍の届出、住民異動の届出が受理できる」ように、職員配置を検討する。・・住基端末とﾌﾟﾘﾝﾀｰの設置が必要。ただし、個人情報保護の観点から、出張所機能の部分だけ部外者立入禁止措置が必要である。

3　生涯学習のお手伝い・・・公民館担当

貸し館事業、各種教室・講座、サロンの開設

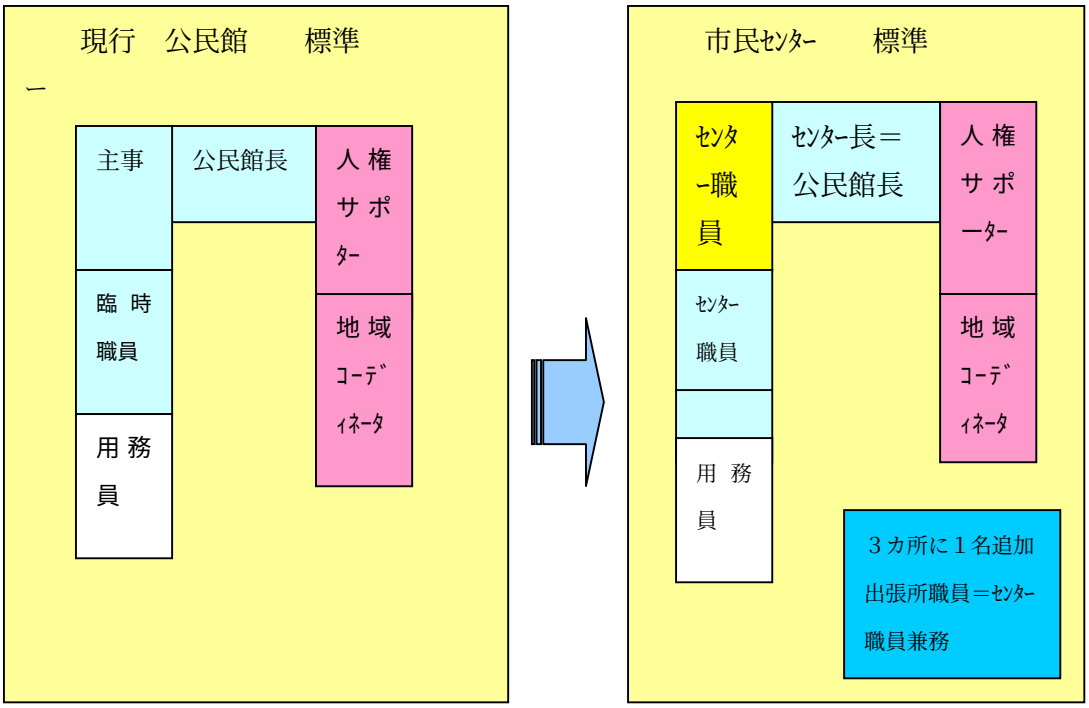

１０，市民センターと地域自治組織「まちづくり協議会」の関係

地域コミュニティを主業務とする市民センターと住民の関係についても、どのように構築していけばよいか。市民センターとまちづくり協議会は新しい地域自治システムの車の両輪である。その点については、平成１２年度から身近な自治コミュニテイのシステムとして「学区まちづくり協議会」を検討してきたところであるが、市民センターを中心にすることになれば、新たな組織構築が必要である。ついては、ここでは宝塚市の中山台コミュニティを参考にした自治会ベースの、「まちづくり協議会」を提案したい。

中山台コミュニティは、各単位自治会から、複数のまちづくり委員を選出し、それぞれのまちづくり委員が、環境部なり、生活安全部なりの専門部会に入って活動する。任期は２年ぐらいである。自治会連合は親組織として、資金援助もするが、計画運営の決定権をもつ。（いわゆるアメリカのシティ（市）における議会（議員）制度のようなシステムをイメージしていただければ分かりやすいと思う。

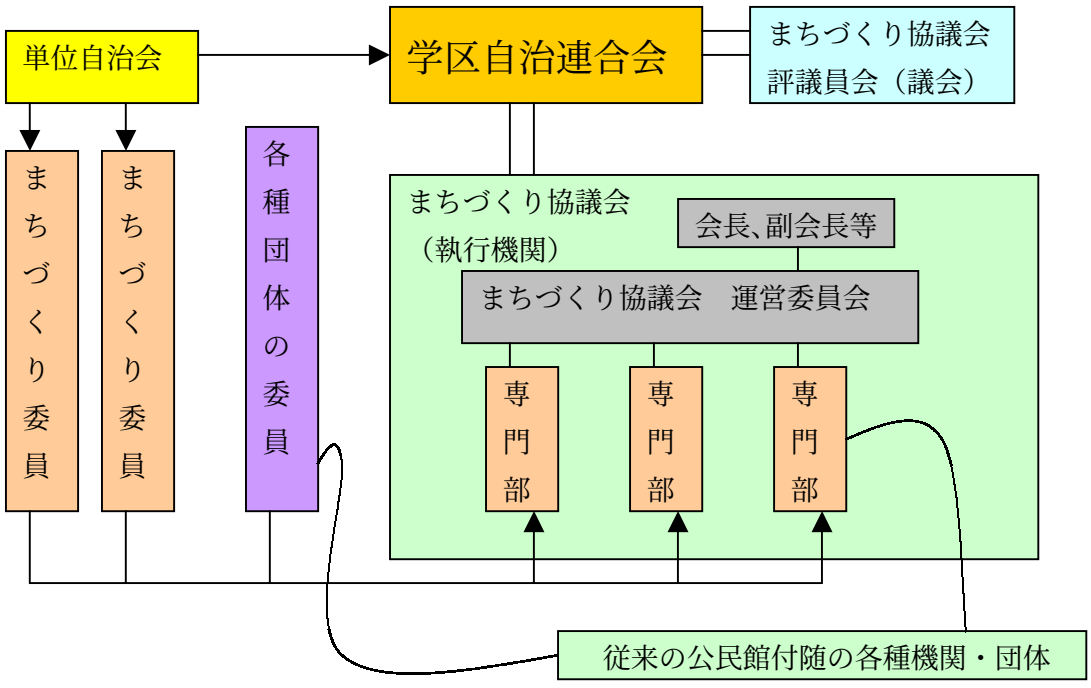

＊　この「まちづくり協議会」は自治会をベースに考えており、現在、各公民館に付随して組織されている、同推協、文化振興会、体育振興会、青少年育成会議、社会福祉協議会その他の各種団体・機関については、このまちづくり協議会のなかの類似の専門部会と連携をしていただき、活動を展開するものとする。地域によって、二重組織の並立がややこしいならば、将来を見越して、まちづくり協議会の専門部会に統合されるべきものである。

● 市民センター（行政）

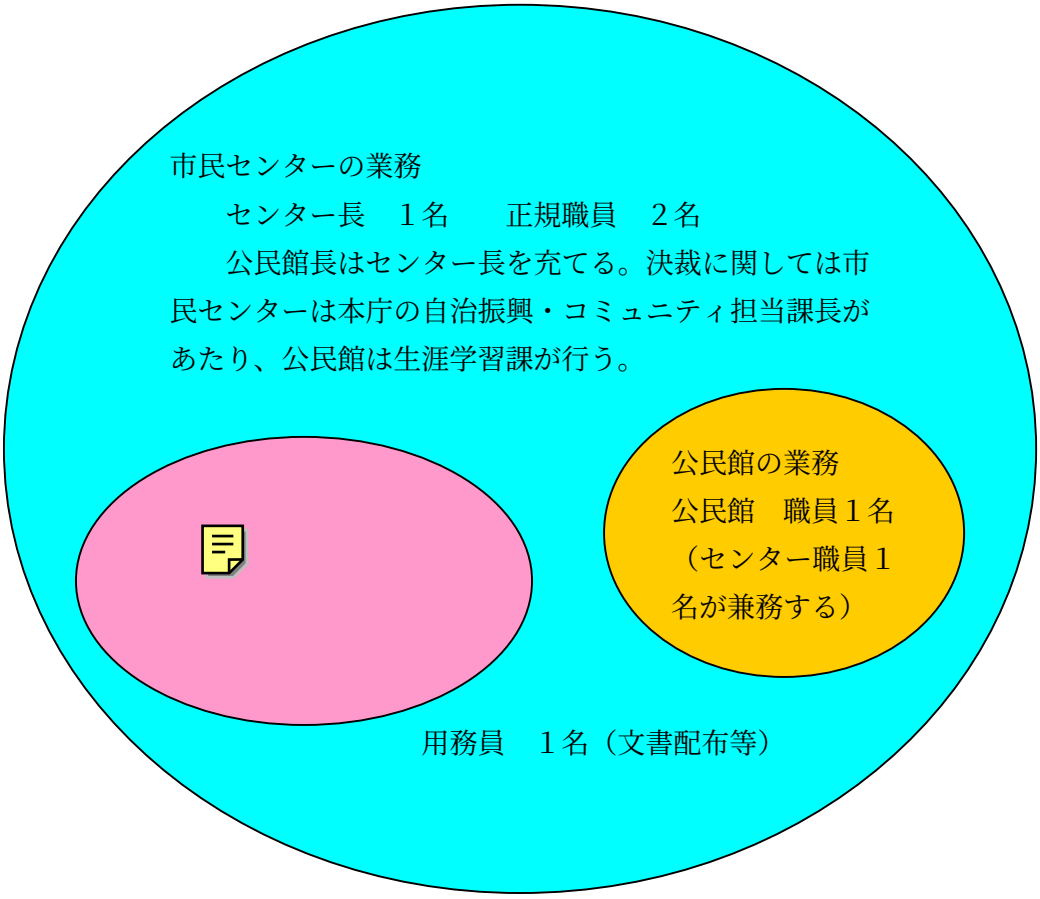

住民の地域自治組織「地域委員会」「学区まちづくり協議会」等との有機的連携

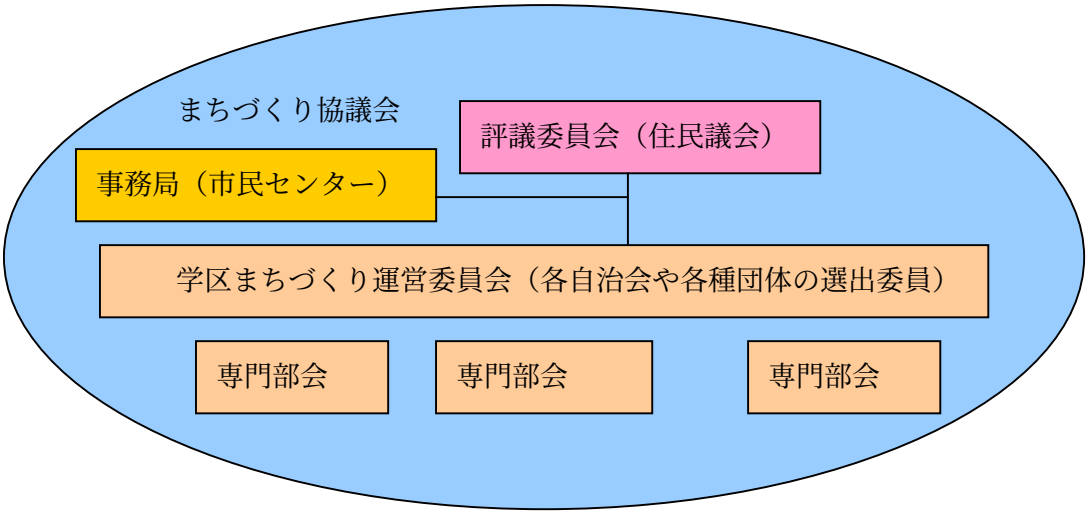

市民センター構想

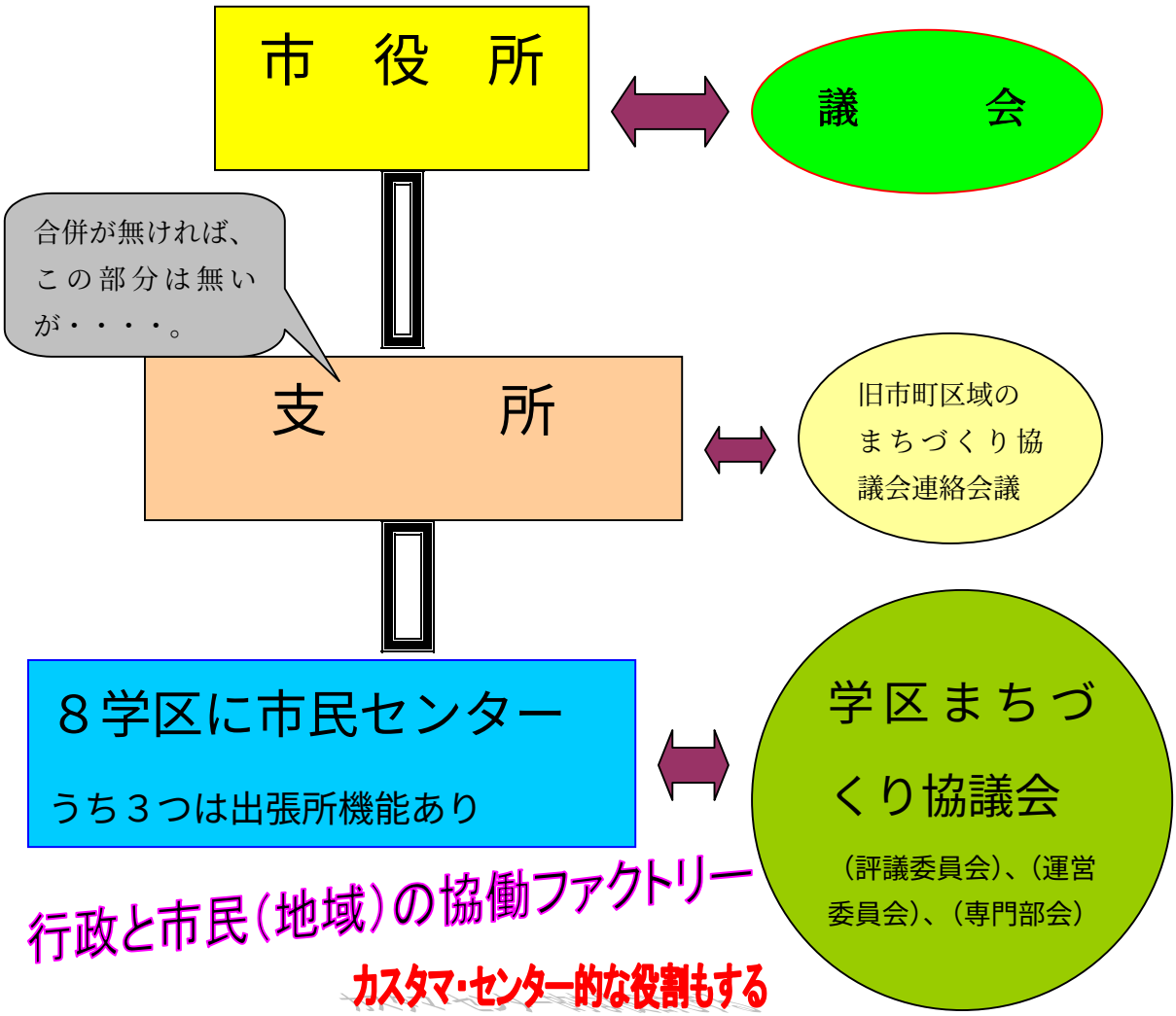

学区市民センターの業務

1　身近なところで行政サービスを提供

日常の生活に関係の深い証明書等の交付を取り扱います。

住民票、戸籍、印鑑証明の証明書の交付、市税の支払証明書の交付等の交付事務

2　地域の活性化や地域づくりのお手伝い

地域のみなさんの相談窓口、地域情報の収集・提供や地域活動、まちづくり活動をサポートします。

3　生涯学習や学んだことを生かすためのお手伝い

生き甲斐を求め、生活をより豊かにするため、各種教室やサロン、講座を開催し、学習や仲間づくりの活動の場を提供します。

4　施設の貸出や IT を活用した窓口行政サービス支援システム

地域の自治会活動や趣味やサークルなどの活動の場として活用できる会議室等があります。また IT を活用したコーナーも利用できます。

学区まちづくり協議会のイメージ

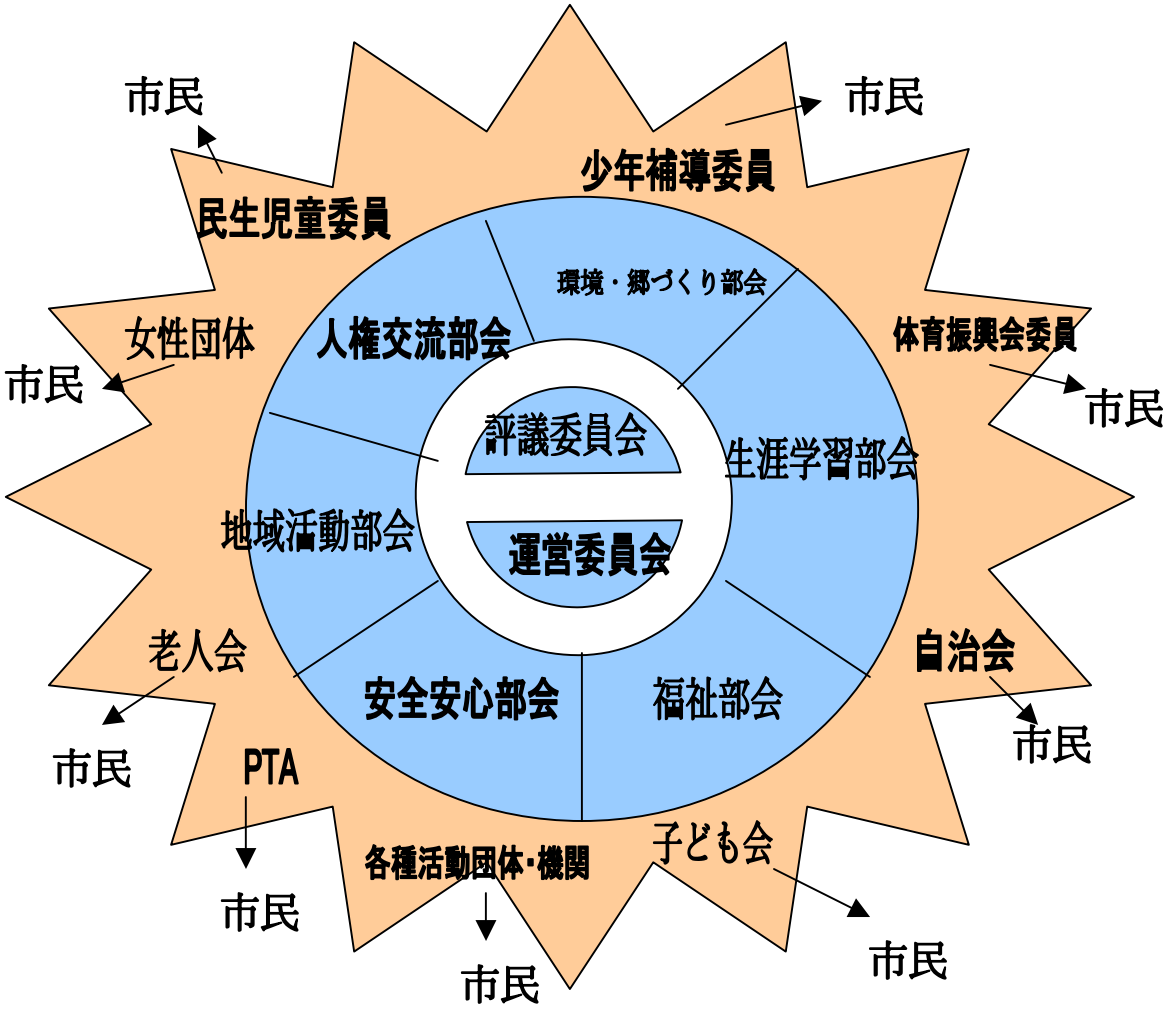

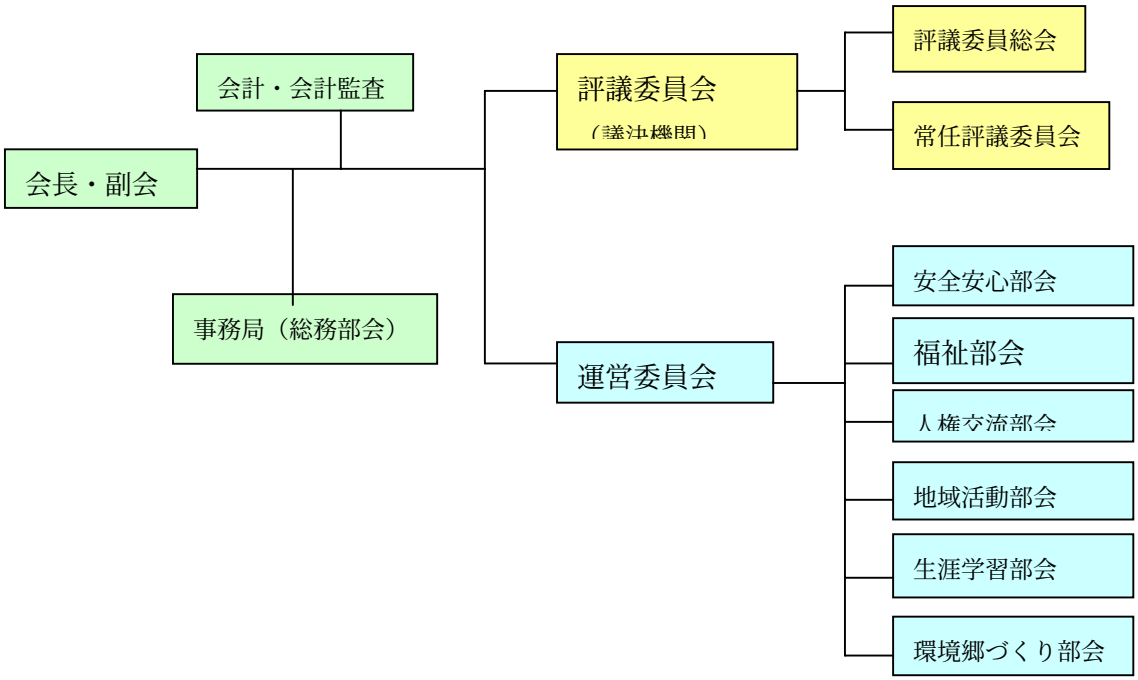

○近江八幡市学区市民センター条例(案)

平成　年　月　日
条例第　号

(設置)

第1条

市は，市民福祉の増進と地域住民の健全育成を図り，快適な地域社会づくりを推進するため，学区市民センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条　センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
近江八幡市八幡学区市民センター	近江八幡市宇津呂町　番地
近江八幡市　島学区市民センター	近江八幡市島町1671番地
近江八幡市岡山学区市民センター	近江八幡市加茂町1524番地2
近江八幡市金田学区市民センター	近江八幡市金剛寺町323番地
近江八幡市桐原学区市民センター	近江八幡市中小森町1178番地
近江八幡市馬淵学区市民センター	近江八幡市馬淵町1636番地1
近江八幡市北里学区市民センター	近江八幡市江頭町973番地
近江八幡市武佐学区市民センター	近江八幡市友定町305番地

＊沖島市民センターについても検討・・沖島夢プランとの関係

(センターの業務)

第3条　センターにおいて行う業務は，おおむね次のとおりとする

(1)　地域住民の交流及び自主的な活動の促進等地域振興に関する業務

(2)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌するため設置された出張所に関する業務

(3)近江八幡市公民館条例（昭和29年条例第30号）により設置された公民館に関する業務

(平13条例47・一部改正)

(使用許可)

第4条

センターの施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。

2
市長は，センターの管理上必要があると認めるときは，前項の許可に条件を付することができる。
(使用許可の制限)
第 5 条
市長は，施設の使用が次の各号の一に該当するときは，その使用を許可しない。
(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
(2)　営利を目的とするとき。
(3)　施設又は附属設備をき損し，又は汚損するおそれがあるとき。
(4)　センターの管理上支障があると認めるとき。
(5)　その他市長が適当でないと認めるとき。
(使用料)
第 6 条
施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は，近江八幡市使用料条例（昭和 45 年第 31 号）（近江八幡市公民館の管理運営に関する規則第 11 条）に定める使用料を納付しなければならない。
(使用料の減免)
第 7 条
市長は，特別な理由があると認めるときは，使用料の全部又は一部を免除することができる。
(使用料の不還付)
第 8 条
既納の使用料は，還付しない。ただし，市長が特別な理由があると認めたときは，その全部又は一部を還付することができる。
(特別の設備等)
第 9 条
使用者は，施設の使用に当たつて，特別な設備又は装飾をしようとするときは，あらかじめ市長の承認を得なければならない。
(使用許可の取消し等)
第 10 条
市長は，使用者が次の各号の一に該当するときは，施設の使用を制限し，又は使用許可を取り消すことができる。この場合において，使用者が損害を受けることがあつても，市は，その責めを負わない。
(1)　この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
(2)　使用許可を受けた後、第 5 条の規定に該当することとなつたとき。

(3)　使用許可の条件に違反したとき。
(4)　偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
(5)　その他市長が管理上必要があると認めたとき。

(公民館としての使用)

第 11 条

第 4 条から前条までの規定にかかわらず施設を公民館として使用する場合の取扱いは、近江八幡市公民館の管理運営に関する規則による。

(委任)

第 12 条　この条例の施行について必要な事項は，市長が定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は，平成　年　月　日から施行する。

○近江八幡市学区市民センター条例施行規則

平成　年　月　日
規則第　号

(趣旨)

第1条　この規則は，近江八幡市学区市民センター条例(平成　年条例第　号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき，条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則で使用する用語の意義は，条例の例による。

(組織)

第3条　センターに窓口係及び事業係を置く。

(職員)

第4条　センターに所長，係長その他必要な職員を置く。

2 所長は，上司の命を受け，センターの事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

3　係長は，所長を補佐し，上司の命を受けてその分担事務を処理し，所長に事故があるときは，その分担事務につき，その職務を代理する。

(使用時間及び休日)

第5条　施設の使用時間は，午前9時から午後9時30分までとする。

2　施設の休日は，12月29日から翌年の1月3日までとする。

3 市長は，特に必要があると認めるときは，第1項の使用時間若しくは前項の休日を変更し，又は休日以外に臨時に休むことができる。

(使用許可の申請等)

第6条

条例第4条第1項の規定により，施設の使用許可を受けようとする者は，施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の使用許可の申請について適当と認めたときは許可を決定し，施設使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第7条

使用者は，施設の使用を取り消し，又は変更しようとするときは，施設使用許可変更(取消)申請書に施設使用許可書を添えて，使用日の3日前までに市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条

条例第 7 条の規定により，使用料の減免を受けようとする者は，施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2

市長は，前項の申請を承認したときは，施設使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(原状回復の義務)

第 9 条

使用者は，施設の使用が終了したとき，又は条例第 10 条前段の規定により使用を制限され，若しくは使用の許可を取り消されたときは，直ちに自己の負担で当該施設を原状に回復し，返還しなければならない。

(損害賠償)

第 10 条

使用者は，施設又は附属設備をき損し，又は汚損したときは，市長が特にやむを得ないと認めたものを除き，その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第 11 条

使用者は，施設の使用に当たつては，別に定める事項を遵守しなければならない。

(公民館としての使用)

第 12 条

第 5 条から前条までの規定にかかわらず施設を公民館として使用する場合の取扱いは，近江八幡市公民館の例による。

(様式)

第 13 条　この規則に規定する申請書等の様式は，別に定める。

(補則)

第 14 条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成　年　月　日から施行する。

●市民センター構想庁内関係課プロジェクト会議　参加一覧

パートナーシップ推進課、総務課、職員課、企画課、政策推進課、コンプライアンスマネージャー、ＩＴ推進課、市民課、環境課、健康推進課、高齢福祉・介護課、福祉課、生涯学習課、図書館、社会福祉協議会

● 組織構想案

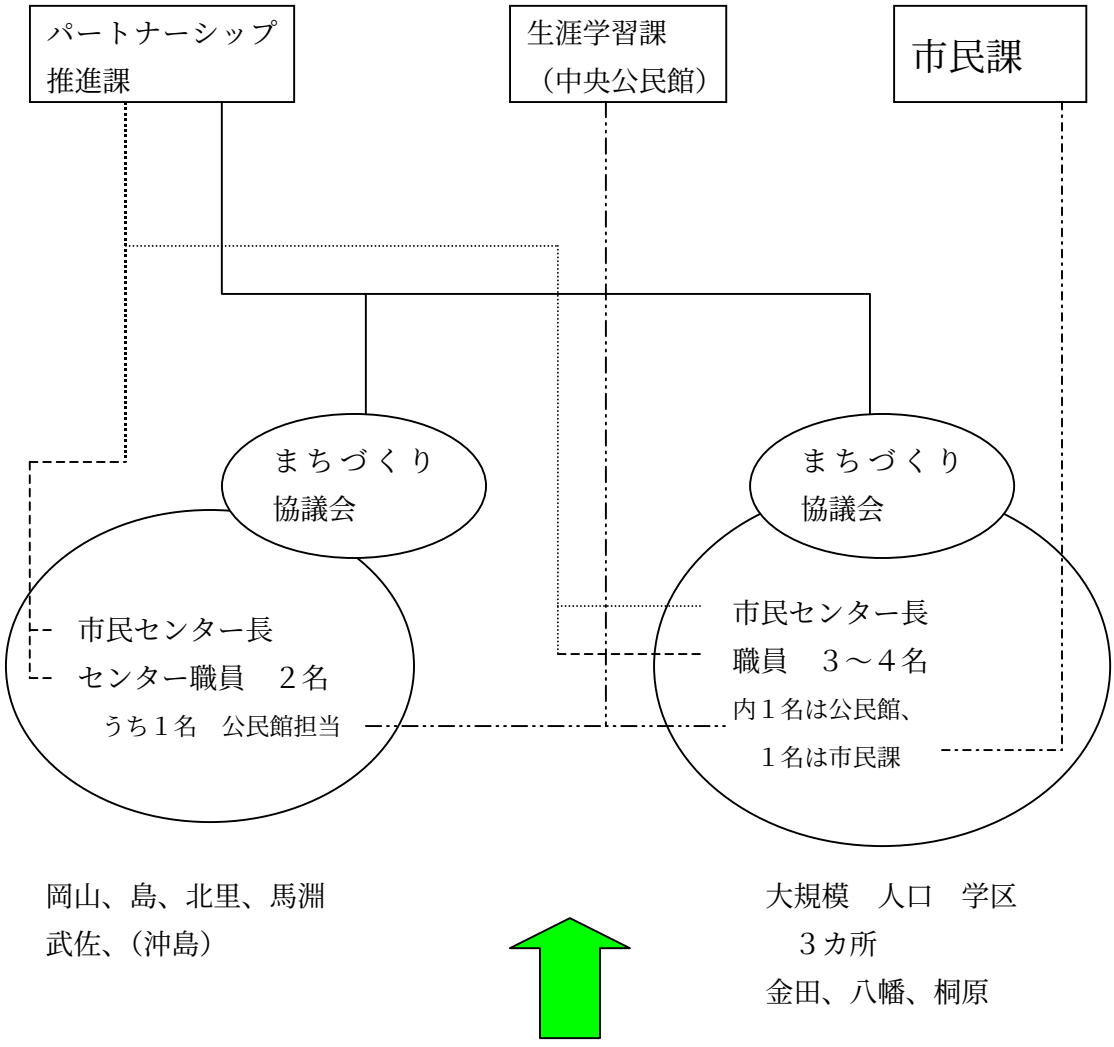

市民センターのイメージ

- **協働の拠点**
- **新しい公共の創造**
- **市民事業と協働事業の推進**

特性要因図

市民センター構想の現状と課題

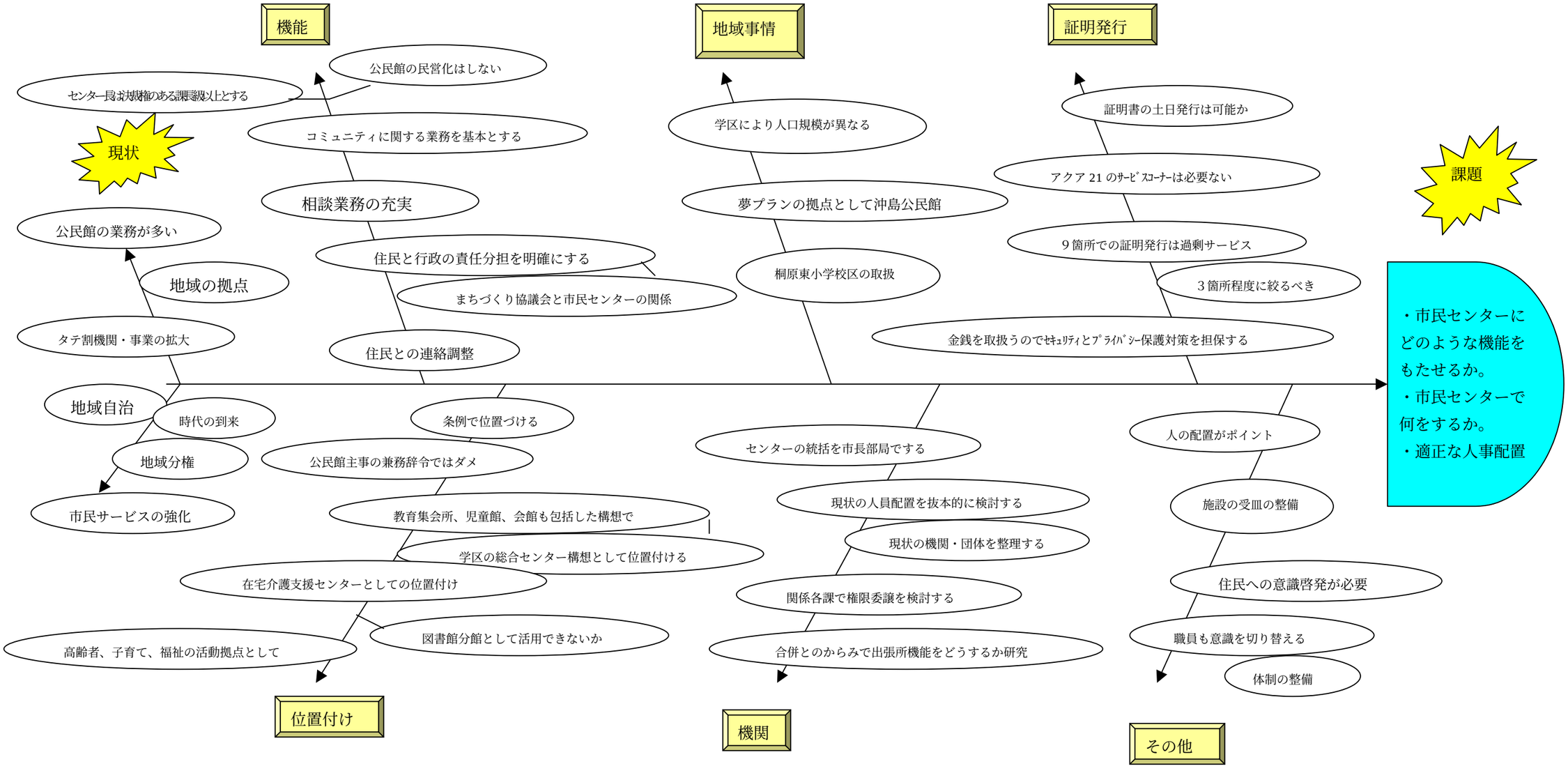

参考として

＜これまでの経過＞

本市では、平成１２年４月から、「公民館のあり方」についての庁内関係課会議（総務課が呼びかけて、生涯学習課、公民館、企画課、職員課、ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽﾏﾈｰｼﾞｬｰ、福祉課、介護保険課、環境課が参加）がもたれ、現状の公民館活動での問題点が話し合われている。

そのなかで、生涯学習課からは公民館は社会教育施設の位置づけのみであるにもかかわらず、社協をはじめ各種団体の事務用務を公民館職員が担っている。また行政の各課も安易に公民館に依頼しておけば・・・という感覚で各種事務を依頼している側面がある。このことから公民館の本来の業務よりも他の団体等の事務や雑務が増加して、社会教育分野の推進が図れない状況がみられるとの提起がなされた。そして話し合いの結果、各課においては安易に自らできる業務を公民館に依頼しないでいくことと、公民館に関係して依頼する事務は事前に生涯学習課に相談することの徹底が短期的な対策として申し合わされた。

また、公民館は社会教育に限定し、コミュニティの業務が増大しているなら、将来を見越して住民自治の拠点としての「市民センター」のあり方を検討していく。市民センターは社会教育（公民館）分野とコミュニティ分野の２分野を分離して担うこととする。又職員の配置は係長級と一般職員を配置し２分野を担う。公民館のあり方については庁内会議だけで結論出さず、パブリックコメントにより市民も巻き込んで論議する。ことなどが結論として話し合われたのであった。（この結果の報告については「参考」として巻末に添付）

平成１４年になって、６月市議会で市長が回答された「学区市民センター」構想の具体化にむけて、政策推進会議に諮るにあたり、関係各課による検討会議（庁内関係課プロジェクト会議）が再開された。また同時期に市町村合併論議が活発化されるにおよんで、市民センター構想が注視されるようになってきた。再開された庁内プロジェクト会議では、市民センターの業務と組織機構、人員について検討をしたが、当時は２市５町の合併が目前にあったので、合併にそのまま雪崩れ込むような雰囲気であった。しかし、その後、２市５町合併がご破算になったので、中断していた庁内プロジェクトを再度、開催し、最終この市民センター構想の提言としてまとめたものである。

この提言を急いだ理由のひとつとして、現在、企画課でデレゲーションシステムと総合窓口課の検討を１０月をメドとして開催しており、総務課でも組織機構の改革にむけたプロジェクトが立ち上がっている。政策推進課でも沖島に出張所機能を備えたコミュニティセンター・公民館の検討をはじめており、よく似た内容検討会議が複数有り、それに関わる課も重層しているところから、結論をいそぐ必要があったためである。そのうえで、政策推進会議や政策会議（部長会）での結論に委ねることとした。

市民センター構想案に関連して

新しい「市民センター・公民館」のあり方をめざすための補足意見

市民センター構想の提案の前段階として、開催してきた「新しい近江八幡市の公民館のあり方をめざした検討会」についても、平成１２年４月から庁内会議を開いて何度も協議を重ねてきておりました。その検討成果も無駄にしたくなく、今回の提案とあわせて、この際「公民館」とあったのを「市民センター・公民館のあり方」としてまとめなおしましたので参考意見としてください。

１　学区「市民センター・公民館」が地域性を反映して独自の運営ができる体制への転換

（１）地域性を反映させるための取り組み
地域性を反映した市民センター・公民館運営には、利用者・地域住民の希望や意見が出される場が必要である。事業参加者や窓口対応の中で日常的に地域のニーズを把握することはもちろん、公式に意見の出せる利用者懇談会的な場も作る必要がある。また、従来公民館運営方針・事業計画を各館に置かれる公民館運営委員会に諮りながら作成し、年度ごとに決定していたが、今後は、学区まちづくり協議会へ統合したなかで充実・発展させていく必要がある。
（２）学区市民センター・公民館の判断と責任による運営……学区への権限の委譲
地域性を反映した運営のためには、学区の判断と責任で市民センター・公民館を運営していくことが必要であり、そのために現在本庁が持っている権限は、地域の実態に合わせて、できる限り学区に委譲することが望ましい。現在も公民館利用許可など館運営の日常業務は館長の責任のもとに遂行することとなっているが、地区計画の策定や事業実施の決定等の細部についても同様に学区市民センター・公民館で決定できるように権限を委譲すべきである。なお学区に委譲すべき権限の細部については、別途、実態をふまえて実務的に研究・検討されたい。

（３）本庁と学区市民センター・公民館の役割と今後の位置付け
　中学校区エリアの３カ所の市民センターにできるだけ早く支所機能を整備し、機能や合併の変化にふさわしいものに変更すべきである。
新たな機能と役割を持つ「市民センター・公民館」は、各公民館全体の連絡調整を教育委員会の社会教育主管課が行い、市長部局としては地域振興（自治振興）主管課が市民センターの統括連絡窓口機能を持つ必要がある。同時に市民センターや公民館事業についての

先導的事業の研究やプロジェクトの推進、職員研修等の研究機能は本庁で主導し、教育委員会でも主管課が生涯学習センター的機能（中央公民館機能）を持つべきである。具体的な問題では、公民館の予算編成業務は各公民館の原案を集約して教育委員会社会教育主管課＝「中央公民館」がとりまとめ、市長部局については地域振興（自治振興）主管課がとりまとめる必要がある。また、日常的経理事務は、学区市民センター長決裁の上、「本庁」が引き続いて行うことが望ましい。

２　公民館運営委員会の見直し

各公民館に置かれている公民館運営委員会は、地域の代表や利用者代表によって構成され、館長の諮問に応じる形で会議を行っているが、年間１～２回の開催で形式化している例も多く、改善が求められている。

公民館の運営に地域住民や利用者の意見を反映させる機関として公民館運営委員会が機能することは、今後の公民館とその事業の充実にとってきわめて重要となっている。

　また、自らの持つ力や公民館で学んだことを公民館の活動の中で生かしたいという市民も増えている。そうした力を公民館に集めることが公民館の発展につながるだけでなく、そこで活躍する人たちにとっては学びの場、自己実現の場ともなる。そこで、そのための機関を各公民館の実情に応じて設置することも必要と考え、次の提案を行う。

（１）　公民館運営委員会に替えて「まちづくり協議会」を設置する

１　本来公民館は地域住民のものであり、その活動に地域住民や利用者の声を反映させることはもちろん、より進んで住民・利用者が運営に参画し、公民館運営の主人公となることが求められている。そこで、公民館運営委員会を公民館の事業運営のみでなく地域（学区）全般の事業にわたって地域住民・利用者と市民センター職員が共に企画・検討し共に進めていく協働の機関として「まちづくり協議会」を位置付け、各センター・館に設置する。

２　公民館運営委員会に替えて「まちづくり協議会」を各学区に設置することとするが、その構成については各学区の事情に応じて定めるものとする。各分野の利用者の代表が参加することや、男女共同参画社会の形成の促進にも定める男女構成比はもちろん、年齢層にも配慮して各センター長が委嘱するものとする。

　　従前の公民館運営委員会は、各館ごとに規約等を定めて館長の諮問機関的位置付けで設置されていたことから、これを整理し、各学区共通の要綱等によって協働の機関として各学区に設置することを定める。

３　まちづくり協議会としての独自の会計・予算等を持つことを可能にする。

　　独自財源確保の道として、学区まちづくり協議会としての独自の会計・予算を持つことができるようにすべきである。まちづくり協議会には議会機能の評議委員会と実務的事業を行う運営委員会を置くものとする。なお、独自財源に関しては５で詳述する。

（2）専門委員会の設置について
　1　まちづくり事業の特定の分野に関して市民が参画する場として、各まちづくり協議会に専門委員会を設置できるようにする。専門委員会は特定の分野について継続的な委員会として設置するもので、その設置ができるよう要綱等で定める。
　2　専門委員会の委員の構成は公募を基本とし、個々の委員会ごとに定めるが、委員会の代表者はまちづくり協議会の運営委員会の委員に加わり、その活動や意見をまちづくり協議会運営全体に反映させる。
　3　活動の内容は、ホームページや広報などの特定の分野について、自ら学習する場の設定や情報収集、ホームページや広報誌の作成等、実際の業務を担う形で継続的に活動する。
3　各学区市民センター・公民館に意欲と専門的能力のあるセンター（館）長・職員を配置することによる、市民の要望に応えられる職員体制の整備
本来住民のものである公民館（市民センター）も、実際には日常的にそこに勤務する職員と住民・利用者の協働で活動がつくられていくものだけに、公民館（市民センター）の雰囲気や事業の内容は、職員によって左右される面が強い。職員の資質の向上と共に、優れた人材を確保し、市民の要望に応えられる体制を整えることが急務となっている。意欲と能力を持った職員の恒常的な配置とその力量向上を図ることで、市民の期待に応えられる市民センターの職員体制を確立していくことが不可欠である。
（1）並列方式へ向けて学区市民センター・公民館で地域性を反映させた運営を進めるための職員体制のあり方
学区市民センターが地域性を反映させた運営を行うためには、評議委員会や運営委員会等の活性化や利用者の意見を生かす手立てなどの住民本位の運営とともに、その運営を中心となって担う職員体制の強化も重要である。将来的には正規職員のセンター長や職員を配置することも考えてほしい。
（2）学区センターの利用状況等独自の事情を考慮した職員配置と体制強化
学区市民センターのエリア人口や利用件数、利用人数、求められる事業量等の指標で判断して、過度に人手が足りないセンターには増員を図る必要がある。その際は、現在の各公民館の基礎的職員に加えて業務内容・量を勘案した増員を図るべきである。
　また、夜間業務職員の機能強化を図り、事務手続きを含め、昼間と同等のサービス提供が可能となるようにする必要がある。そのために昼間の職員に準じた公募制の嘱託職員を導入し、研修も強化すべきである。
（3）嘱託・臨時職員選任への公募方式導入の継続・拡大と、研修の強化
　センター職員は、「地域の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行う」ことされ、専門職としての識見が求められる。しかし、これまでの地区公民館長人事は、市役所や学校の管理職経験者の退職再雇用の場としての位置付けや民間企業等での豊富な経験をもつ人や、公民館や社会教育についての経験が豊かな地域の人材の嘱託職員で事実上運用

されてきた。そこで、今回は正規職員の管理職級を配置して運営を住民・利用者と職員の協働で進める観点から提起がされているなかで、従前の事務職員としての、嘱託・臨時職員の任命にあたっても、住民・利用者代表で構成されるまちづくり協議会の評議委員会や運営委員会が関与できる仕組みを作ることも大切と考え、以下の選任方法を提案する。

公募と選考に当たっては、幅広い経験をもつ人が応募できるよう配慮し、応募者の意欲や能力を計り、センター職員にふさわしい者を任命するように努める。選考基準の作成にあたっては、資質や姿勢を参考に、公民館活動や社会教育についての意欲を重視し、論文はもちろん面接等でも検証して選考することが望ましい。

　また、現在公民館で働いている事務嘱託職員も、任期については、１年ごとの委嘱ながら、現行の３年を基本に、まちづくり協議会から委嘱を継続する要望が強く、その必要性があると認められる場合は委嘱期間を延長することができるようにすることも考えてよい。継続して委嘱する際にもまちづくり協議会の意見を聞き、特に継続に反対する意見がある時は、その意向を反映するよう努める必要がある。
なお、将来的には公募によるセンター職員の可能性についても検討されるよう要望したい。

２　学区センター長の研修機会の拡充と質の向上

　センター長には公民館と市民センター並びにまちづくり協議会の運営についての専門性が求められるので、運営についての研修は十分保障される必要がある。このため、生涯学習のみならず市長部局の各課の事業にも精通し、センター運営の細部にわたる研修の機会を作ることが必要である。

（４）各学区市民センターへの正規の職員配置とその研修等の拡充

　市民センターはカスタマセンターとして位置づけて専門性の職員を配置すべきである。あわせて、事務（嘱託）職員の研修もいっそう拡充する必要がある。担当職務の交流機会の拡充や、新たな事業展開のためのプロジェクトやモデル事業の推進など、新たな手法によって新たな課題への取り組みや、そのために必要な力量の形成を図る必要がある。

４　誰もが使える市民センター・公民館にするための改善

現在の公民館は自治会や各種団体長の会議の場や中高年齢の方や女性中心の利用で、まだまだ一部の住民しか使っていない、使えないという声がある。日常生活の大半を地域で過ごすこれらの住民の利用が多いことは当然であるが、さらに働く世代の人や子育て中の人、特に男性や若者にとって参加しやすい条件や、参加したくなるような魅力ある内容が準備される必要がある。
また、今後働く世代にも市民センター・公民館の利用を保障していくためには、その点の改善が必要となっている。開館時間の延長問題や、利用時間帯のあり方についての改善も急がれる。

５　必要な予算の確保と独自財源確保の道づくり

各市民センターにまちづくり協議会を設置し、これを学区の運営や事業全般にわたってセンター職員と共に企画・検討し共に進めていく協働の機関として位置付けることを前提として、学区まちづくり協議会が独自会計を持つことができるようにする。

このまちづくり協議会会計という財源ができることをもって、市の市民センター・公民館予算が減額されることがあってはならない。地域事業として共通に実施すべき事業に必要な予算は公費で保障し、各まちづくり協議会で確保される独自の財源の使途は、様々なケースが考えられるであろうが、地域性を生かした住民自ら取り組む活動等に使われることが望ましい。

独自会計を作るにあたっては、経理の透明性を確保するとともに監査体制を確立し、監査結果をまちづくり協議会で承認の上、市民センターだよりで報告するなど、透明性確保のシステム作りが必要である。

財源については「学区まちづくり協議会」で十分検討し、無理のない方法を考えること。なお、寄付等を強制したり、払わなければいけないような雰囲気が作られたりしないように十分配慮することが必要である。

６　時代を拓く新たな共生のまちづくりのための事業展開について

（１）基本的な考え方

各市民センターや公民館が地域で果たす方向性として“新たな共生のまちづくり”を位置付けたい。新たな共生のまちづくりとは、高齢者や障害者など社会的に不利な条件にある人々や諸外国の方を含めて、互いの存在を理解し合い、市民誰もが持てる力を出し合い協働して住みよいまちをつくることと解され、市民センター・公民館には地域福祉の拠点としての機能や国際的な視野を広げる機能も求められる。

共生のまちづくりは住民自身の課題であることを踏まえて、市民センター・公民館はその意義や必要性について、住民自身が学び考えることができる場をつくり、住民主体の取り組みが多様に発展するよう援助するスタンスを取るべきである。

事業の具体化にあたっては、地域諸団体・グループ、ＮＰＯ組織などの取り組みや関わりに目配りをしながら、行政が広く協力援助する方向で考えるべきで、住民のなかから生まれたグループが地域の中で継続的にＮＰＯ活動を進めていくように支援する必要がある。また、子どもの居場所づくりが地域で求められていることなども十分考慮しながら、学区市民センター・公民館が事業を具体化していく努力を期待したい。その際、新たな事業の展開のためには先に述べたような職員体制の強化が必要となることを強調したい。

（２）具体的な提案

新たな共生のまちづくりを掲げた、まちづくりにかかわる集まりや国際的な理解や交流を進める集いを開くなどの取り組みが住民主体のまちづくり協議会で具体化できるよう、行政＝市民センターとしてサポートすることや、各学区センターの事業展開について交流す

る機会をつくることで、新たな共生のまちづくりのための様々な分野についてどのように取り組んでいくべきか、相互に学びあい刺激し合うようにすることが望ましい。
地域活動から発展して自主的な活動を始めるグループが様々な分野で誕生することは、新たな共生のまちづくりにとって大きな要素となる。そこで市民センターとしてそうしたグループのＮＰＯとしての自立を視野に入れた支援ができるようにする。こうした取り組みについてのモデルを設定し、そこに人や予算もつぎ込んで先駆的事業に取り組むとともに、その評価のシステムもつくることを強く提案する。

７　地域づくりの多様なネットワークのかなめとなるための事業展開

（１）基本的な考え方

市民センター・公民館が関わる地域の団体・組織は町内会・自治会、社会教育関係団体、小グループ、ＮＰＯ関係等々と多様であり、団体・組織の自主性自立性を尊重し、必要とされる資料情報提供・相談・事業協力、とりわけ交流事業への協力などが求められる。
市民センター・公民館として地域の団体・組織の事務局的なものは「まちづくり協議会」を除いて、できるだけ担当しないこととし、団体が自立して運営ができるよう支援を行うことを基本とする。

（２）具体的な提案

１　ＮＰＯとの関係づくり（ＮＰＯは法人に限定せず、市民活動をしているグループ、団体を含む）

ＮＰＯが施設を利用する場合は使用料を免除するなどの支援策を講じる。また、自主的な活動ができるよう活動場所の提供、駐車場の確保等を含めて、場の提供や人材養成のための学びの場を作ることが望ましい。

２　学校教育と社会教育の連携への取り組み

市民センター・公民館職員と学校の教職員の話し合いの場を作り、情報交換を行うなどしながら、互いに学びあい連携の在り方やその方策を地域や子どもたち、学校の実情に合わせて具体化する必要がある。また、連携事業の先行例を学び合うことや、公民館やまちづくり協議会で活躍している人、公民館がつながりを持つ団体やグループと学校をつなぎ、その成果が学校教育はもちろん地域にも還元されるよう配慮することが望ましい。

８　市民センターの出張所機能の具体化に関して必要な事項

市民センターが地域における行政サービスの拠点として、今後住民票の発行等の市民サービスを拡充していく場合は、利用状況などによってはその業務を担当する職員を配置する必要がある。

９　市民センター長に求められる資質と姿勢について

地域に根ざし市民主体の運営を進める際に市民センター長の役割は重大であり、センター長の資質や姿勢によってセンターやまちづくり協議会の運営が大きく左右される。従ってセンター長には市民センターの運営とともにまちづくり協議会や社会教育、協働のまちづくり市民活動全般についての高い識見が求められる。センター長は自ら事業を企画立案実行することが任務の中心というよりも、むしろ、所属職員を指導してその力を十分に発揮させることによって、センターの行政目的を達成するよう、その専門性を発揮していくことが求められている。　そこで、ここではセンター長に求められる資質や姿勢について整理した。センター長を選任する場合や任命した後の研修を進める際に、指針として活用されることを期待したい。

１．基本的な姿勢

１　新しい自治のしくみづくりとしてのまちづくり協議会や社会教育・公民館の任務や役割をしっかりつかむことと合わせて、現実の社会の動きと住民のくらしの現実を良くつかみ、市民センター・公民館の機能を生かして新たな共生のまちづくりが進むように努める。

２　主人公は住民であることを踏まえて、住民本位の市民センター・公民館運営の姿勢を貫く。

３　市民センター・公民館職員とよく話し合って民主的な職場づくりに努めるとともに、職員を育てる立場で職員の力を伸ばすとともに、その経験や力を十分にセンター運営に生かしていく。

４　柔軟な姿勢を貫き、利用者の声によく耳を傾けて、たえず市民センターとまちづくり協議会が住民の声を反映して運営されるよう努める。

５　市民センターと公民館に求められるのは、事業活動の蓄積を大事にすることと絶えざる創造である。運営に当たっては、継続性と改革の有機的統一を基本とする。

２．住民との関係

１　すべての住民を等しく扱い、絶えず住民と市民センター＝行政の信頼関係を維持し深めるよう配慮する。

２　住民の主体性・自主性が生き、発展していくよう配慮するとともに、市民センター・まちづくり協議会での学びや活動の担い手が広がり、その力が地域で発揮され、地域が豊かになるよう支援する。

３．職員との関係

１　市民センター・公民館としての方針や計画を立てる際には、たとえ少人数でも職場会議を開き、きちんと議論する。

２　日常業務や担当業務を職員が執行する場合には、職員の判断と努力に任せ、協力する。
３　仕事についてまじめに議論し合える関係を作り、困ったときに職員が気軽に相談できる存在になるよう努力する。
４　市民センター・館としての判断を示す必要がある時や、トラブル対応に際しては責任を果たす。

４．行政他部局との関係
１　他部局の動向や情報は日常的に把握するよう努力し、その内容を職員に伝え、職員が全体の状況を把握できるよう配慮する。
２　センター・館を代表して折衝する必要がある時は責任を果たせるよう努力し、結果が思わしくない場合でも住民や職員にその経過をきちんと伝える。

おわりに

本報告は、新しい公民館のあり方検討委員会での検討結果を踏まえて、新たに今回の市民センター構想をより早く具体化することを意図して、前回の中間報告を焼き直したものである。本報告と連動した「市民センター構想」の提案が一日も早く具体化していくように、教育委員会並びに市長部局当局が主体性をもって、連携しながら、積極的な施策を展開し講じられることを側面から期待するものである。